

1 保有個人情報の開示請求等の状況

(1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	文書による 開示請求	口頭による 開示請求	合 計
県政情報センター	9	642	651
県政情報コーナー	1	0	1
出先機関窓口	17	8,162	8,179
警察情報センター	14	0	14
合 計	41	8,804	8,845

注

- 1 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 2 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 3 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人における窓口をいう。
- 4 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。
- 5 「口頭による開示請求」とは、条例第17条第1項の規定により口頭により行うことができることとした保有個人情報に対する口頭による開示請求をいう(以下同じ。)

なお、本庁担当グループによる受付は、「県政情報センター」の区分に含める。

条例第19条の訂正請求、条例第21条の4の利用停止請求及び条例第24条の苦情の申出についての実績は、なかった。

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分		文書による 開示請求	口頭による 開示請求	合 計
知 事	知 事 直 轄	0	0	0
	総 務 部	0	25	25
	企 画 調 整 部	0	0	0
	生 活 環 境 部	0	0	0
	保 健 福 祉 部	4	109	113
	商 工 労 働 部	2	50	52
	農 林 水 産 部	0	4	4
	土 木 部	0	1	1
	出 納 局	0	0	0
	企 業 局	0	0	0
小 計	6	189	195	

議 会	0	0	0
教 育 委 員 会	3	8,135	8,138
公 安 委 員 会	0	0	0
警 察 本 部 長	14	0	14
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0
人 事 委 員 会	1	265	266
労 働 委 員 会	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0
公立大学法人福島県立医科大学	17	101	118
公立大学法人会津大学	0	114	114
合 計	41	8,804	8,845

2 文書による開示請求に対する決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

決 定 等 区 分		件 数
開 示	全 部 開 示	24
	一 部 開 示	8
	小 計	32
不 開 示	う ち 公 文 書 の 不 存 在	7
	取 下 げ	0
	却 下	2
合 計		41

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第12条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不 開 示	合 計
第1号(法令秘情報)	0	0	0
第2号(本人不利益情報)	0	0	0
第3号(開示請求者以外の個人に関する情報)	8	0	8
第4号(法人等の事業に関する情報)	0	0	0
第5号(個人の評価等事務に関する情報)	2	0	2
第6号(犯罪捜査等情報)	3	0	3
第7号(審議、検討及び協議に関する情報)	1	0	1
第8号(事務又は事業に関する情報)	1	0	1
合 計	15	0	15

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示（公文書の不存在を除く。）の決定件数の合計と一致しない場合がある。

3 不服申立ての状況

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。

(1) 件数

(単位 件)

不服申立て		決定					取下げ	審理中
前年度からの繰越件数	当該年度中にあった新規件数	却下	棄却	認容	一部認容	小計		
1	0	0	0	0	1	1	0	0

(2) 件名等

申立て年月日	件名	決定等の区分
平成17年 8月 5日	平成17年7月19日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	一部認容

4 事業者に対する説明等の要求等の状況

(単位 件)

説明等の要求	是正の勧告	事実の公表	苦情相談処理
0	0	0	9

(文 庫 編 査 課 課 長 文 庫 課 長 文 庫 課 長)